

京都市告示第597号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を行いましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月2日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	確認年月日
門岩 多恵子	認可外保育施設	こども館ねいろ	京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町20-2	R2.2.1
株式会社 ルミナス	認可外保育施設	さくらんぼ	京都市西京区川島東代町3 エクセリィ桂店舗5	R2.1.6
植西 梨沙	認可外保育施設 ※	植西 梨沙	京都市伏見区	R2.1.27

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)